

オランダ産おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則（平成10年2月5日付け10農産第857号農林水産省農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この<u>実施細則</u>（以下「<u>細則</u>」という。）に定めるところによる。</p> <p>（削る。）</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、とうがらし、トマト、なす及びぶどうの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この<u>細則</u>に定めるところによる。</p> <p><u>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</u></p> <p><u>（1）発生調査の結果の確認</u></p> <p><u>告示5の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、オランダ農業自然食品安全省農業部植物防疫課（以下「オランダ植物防疫機関」という。）と共同して、当該調査が3の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び3の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。</u></p> <p><u>（2）輸出検査の実施の確認</u></p> <p><u>告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」という。）がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。</u></p> <p><u>また、植物防疫官は、原則として、5月から10月までの期間は週1回以上、11月から4月までの期間は月1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。</u></p> <p><u>（3）植物防疫官は、オランダ植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が（1）及び（2）により、発生調査及び輸出</u></p>

<p>1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設</p> <p>(1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、オランダ植物防疫機関がそれぞれ次のとおり指定することとされている。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検疫監視地域 <u>侵入リスク及び前年までの発生調査等の実績に基づき、オランダ植物防疫機関がチチュウカイミバエの侵入を警戒する地域</u></p> <p>(2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ植物防疫機関が指定することとし、<u>毎年輸出シーズンの開始前までに、及び当該施設に係る変更の都度、関係資料を添付し、別記1の事項を日本国植物防疫機関に通知することとされている。</u></p> <p>(3) (1)のイの検疫監視地域は、<u>以下の情報について、当該地域のトラップ調査の開始前までに、及び当該地域に係る変更の都度、日本国植物防疫機関に通知することとされている。</u></p> <p>ア <u>指定された地域の位置及び地図</u></p> <p>イ <u>指定理由</u></p> <p>2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査</p> <p>告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされている。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 調査は次のとおりの回数を誘殺虫を回収することにより行い、<u>誘引剤としてトリメドルアーを用いる場合は、製品の特性に応じた適切な頻度で交換すること。また、トリメドルアー以外の誘引剤を用いる場合は、オランダ植物防疫機関と日本国植物防疫機関で事前に協議すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検査証明書の記載内容に問題を認めたときは、その旨をオランダ植物防疫当局に通報するものとする。</u></p> <p>2 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設</p> <p>(1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、オランダ植物防疫機関によりそれぞれ次のとおり指定された。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 検疫監視地域 <u>ロッテルダム港地域 (Merwede Harbor、Spaanse Polder、Barendrecht Auctionの3地域)の周囲半径1.2km以内の地域</u></p> <p>(2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ植物防疫機関が指定することとし、<u>指定又はその取消しの都度、関係資料を添付し、別記様式1により植物防疫官あてに通知されることとされた。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査</p> <p>(1) トラップ調査</p> <p>告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 調査は次のとおりの回数を誘殺虫を回収することにより行い、<u>誘引剤は、月に1回交換すること。ただし、誘引剤がソリッドルアーの場合は、8週間に1回交換すること。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

ウ・エ (略)

オ トラップは、チチュウカイミバエの侵入による危険性等を考慮して適切に配置すること。また、指定生産地域にあつては、チチュウカイミバエの寄主植物の分布状況を勘案して、適切に配置すること。

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされている。

ア (略)

イ 指定生産地域における調査

(ア)～(ウ) (略)

(エ)(ウ)のbただし書又はcの状況が生じた際は、オランダ植物防疫機関はその状況を記録に残すこと。

(オ) (略)

ウ (略)

(3) 調査結果の記録及び保管

(1)及び(2)の調査の結果は、オランダ植物防疫機関が、別記2及び3の事項を記録し、及び保管し、日本国植物防疫機関の求めに応じて提出することとされている。

3 生産地における検査

(1)告示4の(1)の検査(以下「輸出検査」という。)は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされている。

ア 5の(2)のこん包施設で実施すること。

イ 輸出検査の対象の生果実は1の(2)の指定栽培施設で生産されたものであり、当該指定栽培施設は発生調査において、チチュウカイミバエが発見されていないことを確認すること。

ウ 輸出検査の結果、検疫有害動植物(特にチチュウカイミバエ)が付着していないことを確認すること。

エ 6の表示及び告示6の(3)の封印が適切であること。

(2)輸出検査を終了したこん包は、チチュウカイミバエが付着しない場所において、日本向け以外の荷口と分離して保管することとされている。

ウ・エ (略)

オ トラップは、チチュウカイミバエの侵入による危険性等を考慮して適切に配置すること。

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア (略)

イ 指定生産地域における調査

(ア)～(ウ) (略)

(エ)(ウ)のbただし書き又はcの状況が生じた際は、オランダ植物防疫機関はその状況を植物防疫官に報告すること。

(オ) (略)

ウ (略)

(3) 調査結果の記録及び通報

(1)及び(2)の調査の結果は、オランダ植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されることとされた。

(新設)

4 植物防疫官による確認

(1) 発生調査の実施の確認

告示5による発生調査の実施の確認は、原則として1年に1回以上、オランダ植物防疫機関が記録した発生調査の実施記録を確認し、当該発生調査が2によりの確に実施されたことを確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により発生調査が的確に実施されたことを確認することにより行うものとする。

(2) 輸出検査の実施の確認

告示5による輸出検査の実施の確認は、原則として1年に1回以上、オランダ植物防疫機関が記録した輸出検査の実施記録を確認し、当該輸出検査が3によりの確に実施されたことを確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査により輸出検査が的確に実施されたことを確認することにより行うものとする。

(3) こん包施設等におけるトラップ調査の実施の確認

5の(2)のアのトラップ調査の実施の確認は、原則として1年に1回以上、オランダ植物防疫機関が記録したトラップ調査の実施記録を確認し、当該トラップ調査が5の(2)のイによりの確に実施されたことを確認することにより行うものとする。なお、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、随時、実地調査によりトラップ調査が的確に実施されたことを確認することにより行うものとする。

(4) 重大な問題が認められた場合

(1)、(2)又は(3)の確認において、発生調査、輸出検査又は5の(2)のアのトラップ調査が的確に行われたことを確認できない場合は、日本国植物防疫機関は、オランダ植物防疫機関に速やかにその内容を通報することとし、これを受けたオランダ植物防疫機関は日本向けの荷口の輸出を一旦停止するとともに日本国植物防疫機関と取るべき措置について協議することとされている。

5 こん包及びこん包施設

(1) こん包

(新設)

4 こん包及びこん包施設

(1) こん包

<p>告示6の(1)によりこん包する際に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによることとされている。</p> <p>(略)</p> <p>(2) こん包施設</p> <p>ア 告示6の(2)のこん包施設は、トラップ調査によりチチュウカイミバエがないとしてオランダ植物防疫機関が指定したこん包施設(以下「指定こん包施設」という。)とし、輸出の開始前までに、及び当該施設に係る変更の都度、別記1の事項を日本国植物防疫機関に通知することとされている。</p> <p>イ アのトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされている。</p> <p>(ア) 指定こん包施設が指定栽培施設に接続するが、別空間として区切られている場合、又は指定生産地域内に存在し、指定栽培施設に近接する場合は、使用期間中、当該指定こん包施設内に1トラップ以上設置すること。</p> <p>(イ) 指定こん包施設が指定生産地域外に存在する場合は、5月から10月までの間、当該指定こん包施設の周囲1.2km以内の地域(以下「指定生産地域外こん包施設管理地域」という。)に1.5km²当たり1トラップ以上設置するとともに、使用期間中、当該指定こん包施設内に1トラップ以上設置すること。</p> <p>(ウ) トラップは2の(1)のオのとおり配置し、調査は2の(1)のイのとおり実施し、調査結果は2の(3)のとおり記録し、及び保管すること。</p> <p>ウ 日本向けこん包は日本向け以外の荷口と区分して行うこととされている。</p> <p>エ 指定生産地域外に存在する指定こん包施設に検査対象の生果実を輸送する場合に当たっては、密閉型コンテナ等に収容する等、生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置をとることとされている。</p> <p>(削る。)</p>	<p>告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによることとされた。</p> <p>(略)</p> <p>(2) こん包施設</p> <p>告示6の(2)のこん包施設は、別記4のとおりトラップ調査によりチチュウカイミバエがないとしてオランダ植物防疫機関が特に指定することにより設置され、かつ、日本向けこん包が日本向け以外の荷口と区分して行われることとされた。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 保管</p>
--	---

<p>6 (略)</p> <p>7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置</p> <p>(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関が<u>次の措置を講じることとされている。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>別記4の(1)のとおり必要な改善措置等を行うこと。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) <u>指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査、5の(2)のアのトップ調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関は、別記4の(2)及び(3)のとおり措置することとされ、また、当該措置の実施状況の記録を日本国植物防疫機関に報告することとされている。</u></p> <p>このうちの停止措置は、オランダ植物防疫機関により別記4の(2)及び(3)の必要な措置が講じられ、その措置の結果、チチュウカイミバエが発生していないことが日本国植物防疫機関により確認されれば、<u>解除することとされている。</u></p> <p>8 輸入検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>告示4の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>別記1 (<u>細則1の(2)及び5の(2)関係</u>)</p>	<p><u>輸出検査を終了したこん包は、チチュウカイミバエが付着しない場所において、日本向け以外の荷口と分離して保管されることとされた。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置</p> <p>(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関により、<u>次の措置がとられることとされた。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>別記5の(1)のとおり必要な改善措置等を行うこと。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) <u>指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関は、別記5の(2)及び(3)のとおり措置することとされた。</u></p> <p>この停止措置は、オランダ植物防疫機関により別記5の(2)及び(3)の必要な改善措置が講じられたことを植物防疫官が確認し、その措置の結果、チチュウカイミバエが発生していないことが日本国植物防疫機関により確認されれば、<u>解除されることとされた。</u></p> <p>8 輸入検査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合若しくは告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>別記様式1 (<u>2の(2)関係</u>)</p>
---	--

指定栽培施設及び指定こん包施設リスト (指定)

指定施設番号	設置場所	所有者名	指定年月日	施設内トラップ番号	野外トラップ番号

指定栽培施設及び指定こん包施設リスト (取消)

指定番号	設置場所	所有者名	取消年月日

別記2 (細則2の(3)関係)

トラップ調査の記録

トラップ番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 指定こん包施設 指定生産地域外こん包施設 管理地域の区分	設置場所	誘引剤の種類及び 交換年月日	調査年月日 発見状況	備考

別記3 (細則2の(3)関係)

(略)

(削る。)

指定栽培施設リスト (指定)

指定施設番号	設置場所	所有者名	指定年月日	施設内トラップ番号	野外トラップ番号

指定栽培施設リスト (取消)

指定番号	設置場所	所有者名	取消年月日

別記様式2 (3の(3)関係)

トラップ調査の記録

トラップ番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	設置場所	誘引剤の 交換年月日	調査年月日 発見状況	備考

別記様式3 (3の(3)関係)

(略)

別記4

こん包施設におけるトラップ調査 (実施細則4の(2)における措置)

別記4 (細則7及び8関係)

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な措置

- (1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合 (細則7の(1)のイにおける措置)

細則2の(1)及び(2)の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域のうちいずれかの地域において、最初のミバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関が次の措置を講じることとされている。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、細則2の(1)のエ及び5の(2)のイにより指定生産地域、指定栽培施設及び指定こん包施設に設置されている全てのトラップを確認すること。
- ② ①による調査期間中に細則2の(1)及び5の(2)のアのトラップ調査が実施される場合は、併せて実施することができる。
- ③ 細則7の(1)のアにおいて、日本国植物防疫機関に通報する情報は次のとおりとする。
(略)

- (2) 指定生産地域又は指定生産地域外こん包施設管理地域においてチチュウカイミバエが発見された場合 (細則7の(2)における措置)

- (1) こん包施設が指定栽培施設に接続するが、別空間として区切られている場合、又は指定生産地域内に存在し、指定栽培施設に近接する場合は、使用期間中、こん包施設内に1トラップ以上設置すること。
- (2) こん包施設が指定生産地域外に存在する場合は、5月から10月までの間、こん包施設の周囲半径1.2km以内の地域に1.5km²キロメートル当たり1トラップ以上設置すること。
- (3) (2)のこん包施設に生果実を輸送する場合にあっては、密閉型コンテナ等に収容する等、生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置をとること。

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

- (1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合 (実施細則7の(1)のイにおける措置)

実施細則3の(1)及び(2)の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域内の Merwede Harbor、 Spaanse Polder、 Baren drecht Auction の各地域のうち1地域において、最初のミバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、実施細則3の(1)のエの指定生産地及び指定栽培施設内に設置されているすべてのトラップを確認すること。
- ② ①の調査期間中に実施細則3の(1)の調査が実施される場合は、併せて実施することができる。
- ③ 実施細則7の(1)のアにおいて、日本国植物防疫機関に通報する情報は次のとおりとする。
(略)

- (2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合 (実施細則7の(2)における措置)

細則2の(1)及び(2)による指定生産地域における発生調査又は細則5の(2)のイによる指定生産地域外こん包施設管理地域におけるトラップ調査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関が次の措置を講じることとされている。なお、オランダ植物防疫機関は、チチュウカイミバエの発見後直ちに、日本国植物防疫機関に

(1)の③のアからキまでに掲げる情報を通報することとされている。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合

指定生産地域又は指定生産地域外こん包施設管理地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ植物防疫機関が次の措置を講じることとされている。

ア 植物検疫証明書の発行停止

チチュウカイミバエの発見後、直ちに発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に存在する指定栽培施設及び指定こん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に位置する指定栽培施設及び指定こん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。

また、オランダ植物防疫機関は、チチュウカイミバエの発見日から植物検疫証明書の発行停止までの間における植物検疫証明書が発行された荷口の有無及び発行された場合は該当する荷口を特定する情報(植物検疫証明書番号、発行日、植物名、数量及び輸入予定港)を、直ちに電子メールにより日本国植物防疫機関に通報すること。

イ トラップ調査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (ア)で追加設置されたトラップ並びに(ア)の範囲内の指定栽培施設及び指定こん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

ウ (略)

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

実施細則3の(1)の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合

指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 植物検疫証明書の発行停止

チチュウカイミバエの発見後、直ちに発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に存在する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に位置する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。

イ トラップ調査

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (ア)で追加設置されたトラップ並びに(ア)の範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

ウ (略)

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、厳冬期（12月から1月末まで）の終期である1月末までの措置とし、2月以降は、オランダ植物防疫機関から提出された報告により、適切な措置が講じられチチュウカイミバエが発生していないことが確認された場合は、当該措置を解除すること。

オ イ及びウの調査の際にチチュウカイミバエが発見された場合の措置
イのトラップ調査又はウの生果実調査の際に指定栽培施設内又は指定こん包施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、
(3)により対応すること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関が次の措置を講じることとされている。

ア・イ (略)

ウ アで追加設置されたトラップ並びにアの範囲内の指定栽培施設及び指定こん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

エ (略)

オ ウのトラップ調査の際に指定栽培施設内又は指定こん包施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

③ 一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合
指定生産地域又は指定生産地域外こん包施設管理地域において、一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、①及び②の措置を併せて実施することとされている。

(3) 指定栽培施設内、指定こん包施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（細則7の(2)における措置）

細則2の(1)による指定栽培施設内におけるトラップ調査、細則5の(2)のイによる指定こん包施設内におけるトラップ調査、細則2の(2)のウ若しくは上記(2)の①のウによる生果実調査又は細則3によ

アの植物検疫証明書の発行の停止は、厳冬期（12月から1月末まで）の終期である1月末までの措置とし、2月以降は、当該措置を解除すること。

オ イ及びウの調査の際にチチュウカイミバエが発見された場合の措置
イのトラップ調査又はウの生果実調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア・イ (略)

ウ アで追加設置されたトラップ並びに及びアの範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

エ (略)

オ ウのトラップ調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

③ 一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合
指定生産地域において、一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、①及び②の措置を併せて実施すること。

(3) 指定栽培施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)の指定栽培施設内におけるトラップ調査、実施細則3の(2)のイ、上記(2)のウの生果実調査及び実施細則1の(2)の輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王

る輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関が次の措置を講じることとされている。

①～④ (略)

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合 (細則8における措置)

細則8の(4)の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物防疫機関は次による措置を行うものとする。

(略)

国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

①～④ (略)

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合 (実施細則8における措置)

実施細則8の(4)の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物検疫機関は次による措置を行うものとする。

(略)

附 則

この通知は、令和5年6月12日から施行する。